

# 平成27年4月以降の新規利用受け付け

## 保育所・認定こども園・地域型保育事業での保育を希望

**受付期間** 11月4日(火)～28日(金)

**受付場所** 子育て推進課、各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所、新設予定の認定こども園(藤幼稚園)、新設予定の事業所内保育事業者(本町26-13、洗心福祉会法人本部4階)

**提出書類**

- 支給認定申請書
- 就労証明書など保育の必要性を確認するための

書類(下表を参照)

- 保育施設等利用申込書(続紙も含む)
- 意見書(支給認定を希望する子どもに障がいがあるなど配慮が必要な場合のみ)
- 住民税課税資料(平成26年1月2日以降に津市に転入した人のみ) ※前住所地の市町村が発行する所得課税証明書を提出



### 保育の必要性を確認するための書類

保育を必要とする事由		必要書類
就 労	児童の保護者がフルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての就労のうち、常に <b>月60時間以上</b> 労働しているため	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労(予定)証明書(雇用主等による証明が必要) ※月60時間以上の就労が証明されたものが必要</li> <li>※産休・育休復帰による利用申し込みの場合は、職場復帰日の記入が必要</li> </ul>
	被雇用者、会社員、パート、アルバイト、臨時社員など	● 就労申告書
	自営業	● 就労申告書(内職業者からの証明が必要)
	内職	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労申告書</li> <li>● 水稲共済細目書異動申告書の控え(写し)または耕作状況証明書</li> <li>● 賃借契約書の写し(耕作地を賃借している場合)</li> </ul>
妊娠・出産	母親が出産前後のため(出産予定日の前後2カ月程度)	● 妊産婦医療費受給資格者証の写しまたは出産予定日が分かる書類(例：妊娠証明書の写し、母子健康手帳の写し等)
保護者の疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷または心身に障がいがあるため	● 意見書
同居親族等の介護・看護	児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいて、保護者が常時介護または看護にあたっているため	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見書(要介護者・要看護者のもの)</li> <li>● 介護・看護・付添状況申立書</li> </ul>
災害復旧	災害復旧に当たっているため	<ul style="list-style-type: none"> <li>● り災証明書</li> <li>● 申立書</li> </ul>
求 職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っているため	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 求職誓約書</li> <li>※利用開始後に月60時間以上の就労をする人が対象</li> </ul>
就 学	大学、職業訓練校、専門学校等に通学しているため(趣味の講座、カルチャースクールなどは認められません)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在学(在籍)証明書の原本(受講期間が明記されたもの)</li> <li>● 受講状況が分かるカリキュラム等の写し</li> <li>● 合格通知書(就学予定の場合)</li> </ul>
その他	上記に類する状態として津市が認める場合	● その他保育の必要性を証明できる書類(津市が認めたもの)

## 幼稚園・認定こども園での教育を希望

◆市立幼稚園

**受付期間** 11月4日(火)～14日(金)

**受付場所** 第1希望の幼稚園

**提出書類** 支給認定申請書、入園申込書、入園願



◆認定こども園

新設予定の認定こども園については、藤幼稚園(☎230-1280)へお問い合わせください。

※私立幼稚園については各幼稚園へお問い合わせください。

問い合わせ

■幼稚園の利用手続きに関すること 教委学校教育課 ☎229-3391 FAX229-3332

■保育所・認定こども園の利用手続きに関すること  
子育て推進課(保育担当) ☎229-3167 FAX229-3451

■新制度に関すること 子育て推進課(子育て推進担当) ☎229-3390 FAX229-3451